

筑西市

第3次協働のまちづくり推進計画

平成29年 3月

筑西市

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景	2
2. 計画策定の目的	2
3. 計画の位置付け	2
4. 計画の期間	3
5. 計画策定の手順	4
6. 前計画に位置付けた事業の実施状況の把握	4
7. 市民団体等のニーズの把握	5
8. 市民協働を進めるための主要な施策の評価	7

第2章 施策の体系

1. 施策体系と主要な施策	8
2. 施策に基づく事業の位置付け	9
3. 重点的に推進する事業	11
4. 目標指標	12

第3章 実施計画

第1節 意識の改革	13
第2節 情報の公開と共有	14
第3節 人材の育成	15
第4節 市民活動の支援	16
第5節 協働を支える制度の整備	18
第6節 市民活動の連携	18

第4章 計画の推進体制

20

資料

1. 筑西市市民協働のまちづくり基本指針の概要	21
2. 市民団体等の状況	24
3. 筑西市協働のまちづくり推進会議設置要綱	25

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

少子高齢・人口減少社会にあって、ますます多様化するまちづくりの課題が山積する中、筑西市を活力にあふれたまちにするためには、多くの市民が、市政やまちづくりに関心を持ち、主体的・自発的に参加していくことが必要です。

本市では「連携と協働で進めるまちづくり」を目指して、平成20年、市民協働の基本的な考え方やルールを示す「筑西市市民協働のまちづくり基本指針」（以下基本指針）を策定するとともに、平成21年に「筑西市協働のまちづくり推進計画」、平成24年に「筑西市第2次協働のまちづくり推進計画」（以下前計画）を策定し、各種の事業を推進してきました。

基本指針では、協働のまちづくりを円滑に進めるために、「市民協働の成熟度に合わせながら基本施策を段階的に推進する」としています。

そのため、「協働のきっかけづくり」に取り組むステップ1では、パブリックコメント制度や市民団体等^{※1}の登録及び公表制度の制定、まちづくり出前講座や住民参加型まちづくりファンド事業の実施、ちくせい市民協働まちづくりサロンの設置などに取り組んだ結果、基本的な協働の仕組みが整いました。

ステップ1で整えた仕組みを運用しながら、続くステップ2では、市民協働マニュアル（職員編・市民編）の作成、市民団体連絡協議会の設置、地域力創造事業の実施などにより、「協働の基盤強化」が達成されました。

今後は、前計画から必要な事業は継承しつつ、「第2次筑西市総合計画」における「協働のまちづくり」の位置付けを考慮しながら、ステップ3の段階として、市民の公益活動を中心にした多くの主体が支える相互支援を基礎とする「成熟した市民協働社会の形成」に向け、持続可能な市民団体等の自立を目指します。

2. 計画策定の目的

本計画は、前計画を継承して、基本指針に掲げる施策を着実に実施し、協働のまちづくりを円滑に推進していくために策定します。

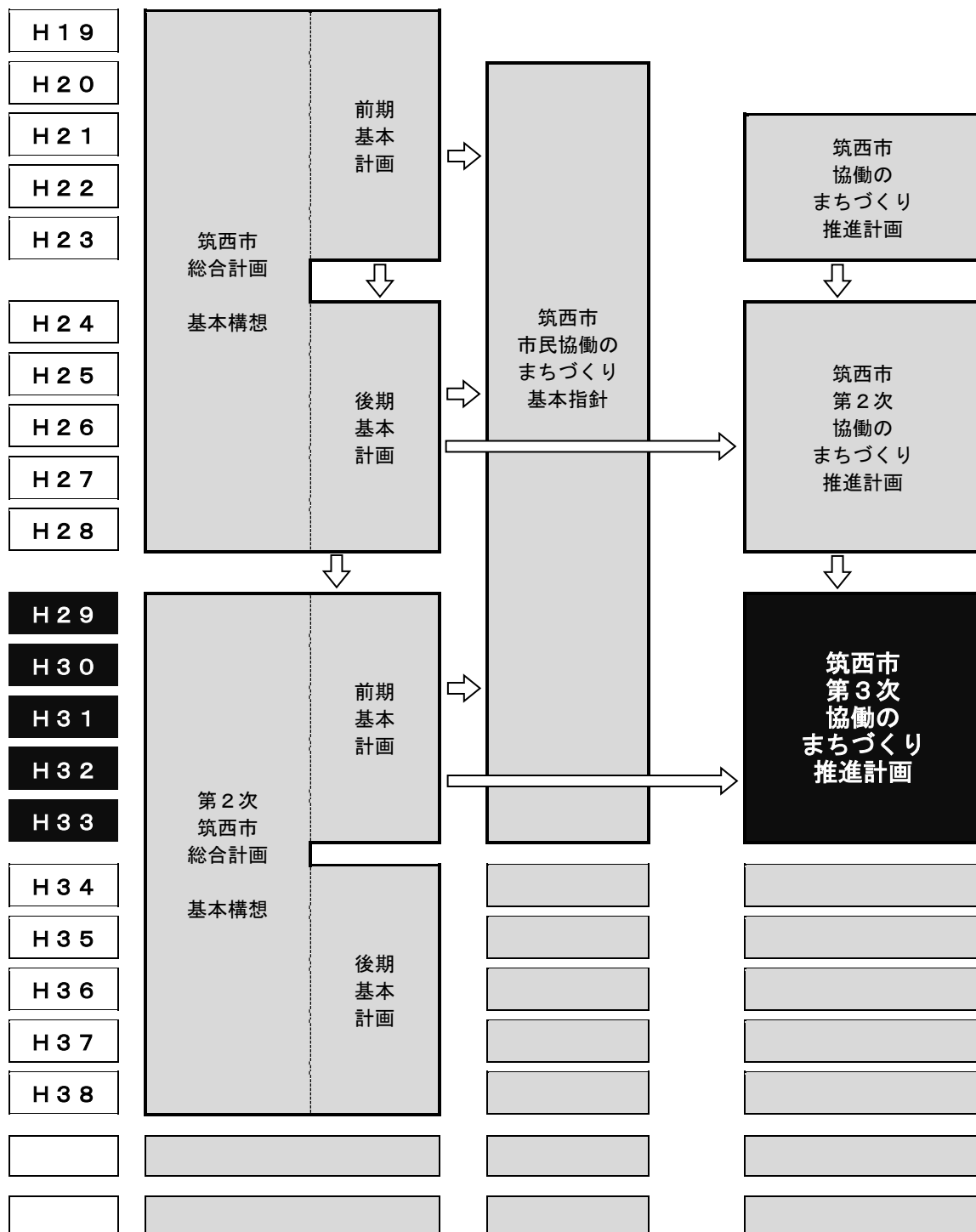
3. 計画の位置付け

本計画は、基本指針に基づく推進計画（実施計画）とします。

※1 市民団体等とは、自治会、高齢者クラブ、女性会、PTA、母の会、ボランティア団体、NPOなど筑西市で“市民のための活動を行っている組織及び個人”を指します。

4. 計画の期間 平成29年度～33年度（5年間）

本計画の期間は、第2次筑西市総合計画の前期基本計画に合わせ、平成29年度を初年度とする平成33年度までの5年間とします。ただし、計画事業の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを行います。



5. 計画策定の手順

- 1) 前計画に位置付けた事業（101事業）の実施状況を把握します。
- 2) 協働の担い手である市民団体に調査を行い、協働を進めていくための意向や課題を把握します。
- 3) 主要な施策の評価及び見直しを行います。
- 4) 前計画から継続して実施する事業、主要な施策の見直しに伴う新規事業を位置付けます。
- 5) 施策に基づく事業のうち、重点的に推進する事業を位置付けます。
- 6) 第2次筑西市総合計画（前期基本計画）との整合を図ります。

6. 前計画に位置付けた事業の実施状況の把握

前計画期間の平成24年度から28年度までを基本指針のステップ2「協働の基盤強化」の段階とし、各課で関係する全ての協働事業を調査し、全101事業を位置付け、各種の事業を推進してきました。

各事業ごとに実施目標となる指標と目標値を設定し、毎年、各事業の実施状況を調査しています。平成27年度における事業の実施状況は次のとおりです。

全101事業中

- | | |
|-------------------|------|
| ・ 目標値達成（目的達成） | 59事業 |
| ・ 目標値は未達成だが、目的は達成 | 13事業 |
| ・ 目標値も目的も未達成 | 29事業 |

「目標値達成」の事業と「目標値は未達成だが、目的は達成」の事業を合わせると72事業であり、全事業に占める目的達成の割合は71.3%となりました。

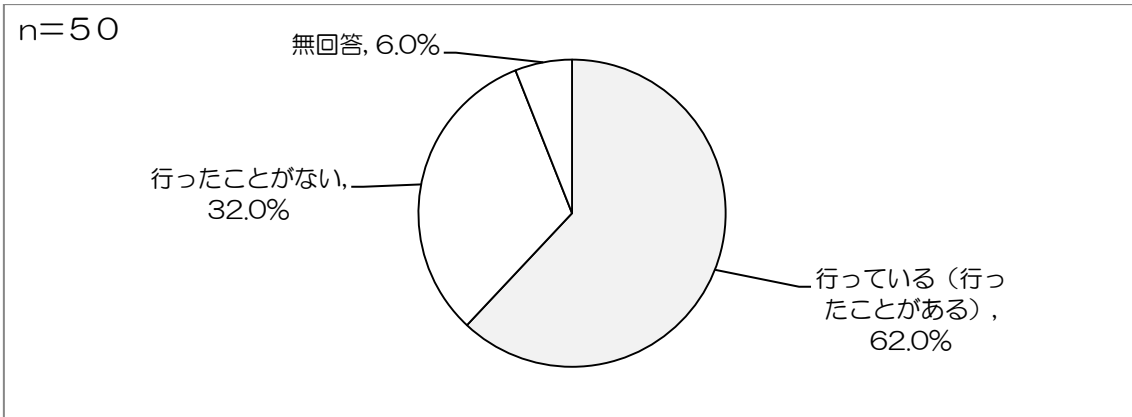
7. 市民団体等のニーズの把握

■「市民団体の協働に関する調査」結果

平成27年3月に市民団体等の意見を計画策定に活かしていくことを目的とした調査を実施しました。

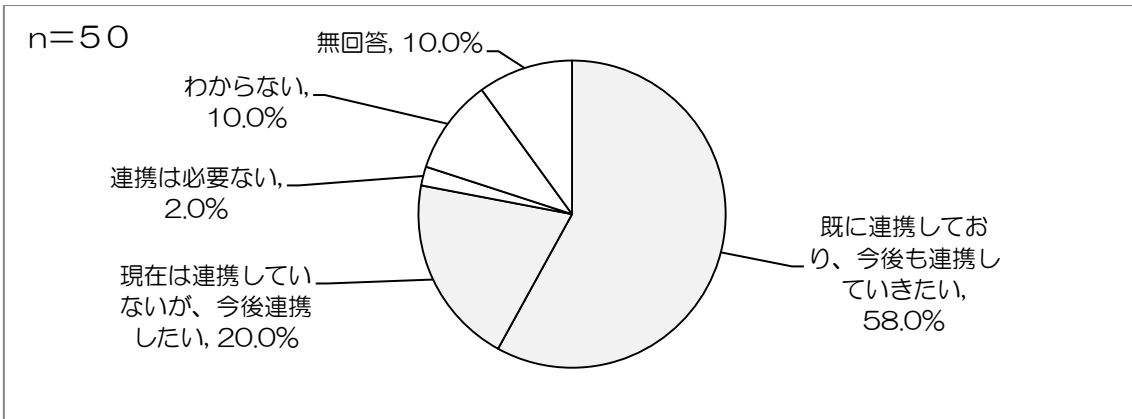
市民団体等の課題・ニーズについての設問に対する結果は次のとおりです。

○あなたの団体は、筑西市(行政)と協働で事業を行っていますか。又は協働で事業を行ったことがありますか。



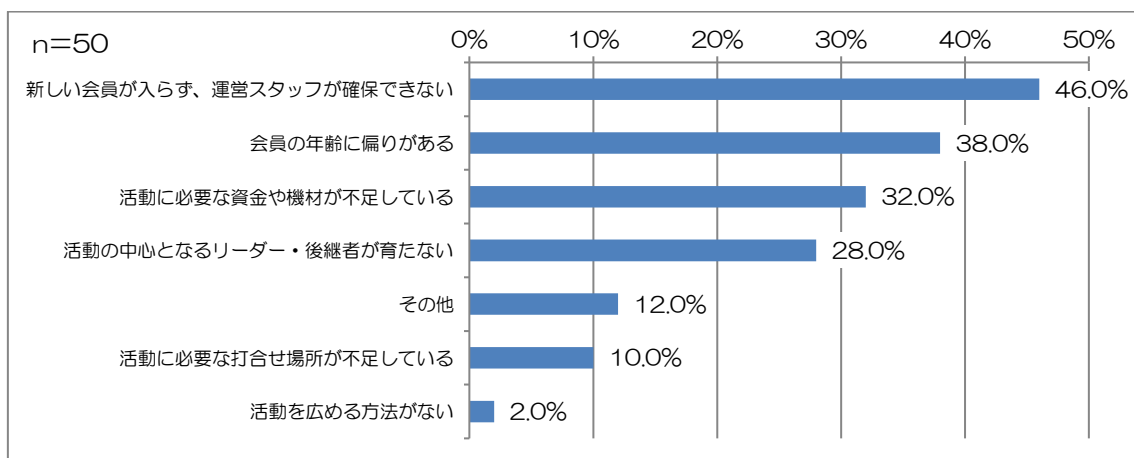
「行っている(行ったことがある)」の回答が62.0%となり、半数以上の団体がすでに筑西市(行政)と協働で事業を行っていることが分かりました。

○あなたの団体は、他の市民団体などと交流・連携する考えはありますか。



「既に連携しており、今後も連携していきたい」、「現在は連携していないが、今後連携したい」を合すると78.0%となり、約80%の団体が連携の必要性を考えていることが分かりました。

○あなたの団体では、活動するうえでどのような課題をお持ちですか。（複数回答可）

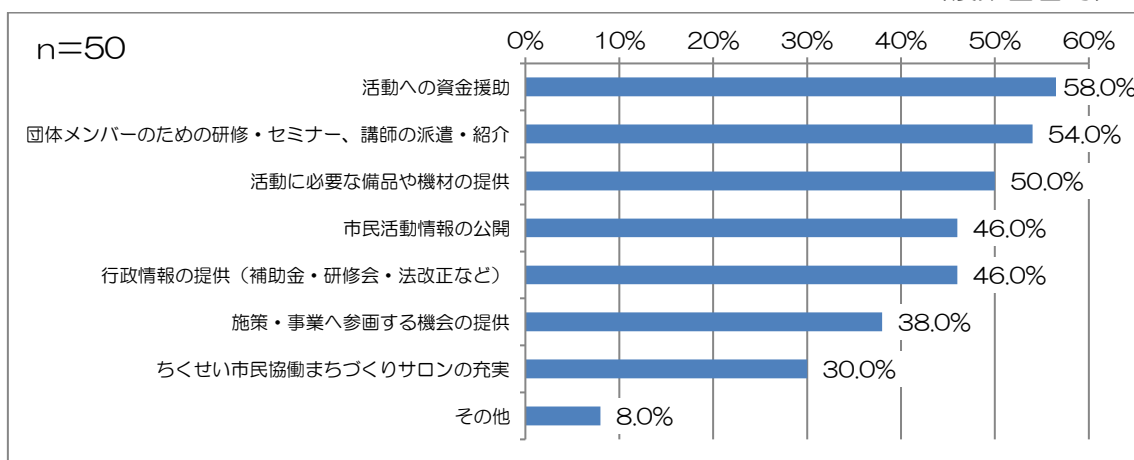


「新しい会員が入らず、運営スタッフが確保できない」（46.0%）の回答が最も多く、次いで「会員の年齢に偏りがある」、「活動に必要な資金や機材が不足している」、「活動の中心となるリーダー・後継者が育たない」という回答が上位を占めました。

この結果から、「会員の高齢化」、「後継者の育成」、「活動資金や機材の確保」、「若い世代の人材育成」が課題となっていることが分かりました。

○「協働によるまちづくり」を進めるためにどのような支援策を望みますか。

（複数回答可）



「活動への資金援助」（58.0%）が最も多く、次いで「団体メンバーのための研修・セミナー、講師の派遣・紹介」、「活動に必要な備品や機材の提供」、「市民活動情報の公開」、「行政情報の提供」という回答が上位を占めました。

この結果から、「資金援助」、「人材の育成」、「備品や機材の提供」、「情報公開や情報提供」が望まれていることが分かりました。

■市民団体連絡協議会ヒアリングの結果

計画策定にあたり、平成28年7月、市民団体等の課題・ニーズを施策に反映させるため、「市民団体の協働に関する調査」の結果をもとに、市民団体連絡協議会運営委員会においてヒアリングを行いました。

その結果、施策内容に反映する事項として、リーダーや後継者の人材育成、資金確保、備品や機材の提供が必要であるという結果になりました。

▶リーダーや後継者の人材育成

要望＝研修会、セミナー等の開催

▶資金確保

要望＝ファンド事業の拡充、官民補助（助成）制度の紹介・あっせん

▶備品や機材の提供

要望＝市民活動などに必要な官民協働の備品・機材等を貸出できる仕組みづくり

8. 市民協働を進めるための主要な施策の評価

基本指針に基づき、市民協働を進めるための主要な施策を位置付け、ステップ1の段階から推進してきました。事業の実施状況をもとに施策を評価した結果は次のとおりです。

全25施策中

- ・拡充して継続する施策 3施策
- ・現状のまま継続する施策 10施策
- ・見直して継続する施策 2施策
- ・完了した施策 8施策
- ・未実施の施策 1施策
- ・ステップ3からの新規の施策 1施策

節	主要な施策	評価
第1節 意識の改革	1. 行政における一元的で総合的な窓口の設置	完了
	2. 講演会やシンポジウム等の実施	継続
	3. 市民協働マニュアルの策定	完了
	4. 市民の提案を実行するための仕組みづくり	継続
	5. 市民提案制度の創設	継続
	6. 市民意向調査の実施	継続
第2節 情報の公開 と共有	7. 市民協働データベースの整備	見直し
	8. 市政出前講座や市政懇談会の実施	継続
	9. 市民協働モデル事業の実施	完了
	10. 協働の結果評価と市民への周知	継続
第3節 人材の育成	11. 人材バンクの設置	完了
	12. 仲間づくりの支援（市民活動コーディネーター）	拡充
	13. 次代の市民協働を担う人材の育成	拡充
	14. 市民団体の評価、表彰	継続

節	主要な施策	評価
第4節 市民活動の 支援	15. 市民活動の拠点の整備	拡充
	16. 協働のまちづくり専管課の設置	完了
	17. 市民協働推進リーダーの設置	新規
	18. 市民活動を支援する基金の設置	完了
	19. 市民協働まちづくり委員会（審査会）設置	完了
	20. 市民の公益活動に報いる仕組みの創設	継続
第5節 協働を 支える 制度の整備	21. パブリックコメントの制度化	継続
	22. ボランティア休暇制度の拡充	完了
	23. 市有財産の市民活動への提供	未実施
第6節 市民活動の 連携	24. (仮)市民団体連絡協議会の組織化	見直し
	25. 市民会議や市民フォーラムの設置	継続

第2章 施策の体系

1. 施策体系と主要な施策

市民協働を進めるための主要な施策の評価結果や市民団体等の課題・ニーズ等を踏まえ、基本指針に基づく段階的なステップを図っていくために見直しを行った結果、本計画における主要な施策は次のとおりとします。

基本指針のステップ3「成熟した市民協働社会の形成」に向けて、持続可能な市民団体等の自立を促すための人材の育成や市民活動の支援を強化していきます。

節	基本目標	主要な施策
第1節 意識の改革	市民と行政職員をはじめとして、まちづくりに関わる皆さんの意識を変え、積極的に協働を取り入れていきます	1. まちづくり活動への参画意識の醸成 2. 協働のまちづくり意向調査等の実施
第2節 情報の公開と共有	協働のパートナー同士が必要な情報を適切に公開し、共有します	3. 市民団体等の情報発信の推進及び支援 4. まちづくり情報の交換と共有
第3節 人材の育成	人と人とのつながりを重視して、市民協働の広がりや継続性を確保します	5. 次代の市民協働を担う人材の育成 6. 協働の推進リーダー・コーディネーターの育成
第4節 市民活動の支援	市民等の主体性と独立性を損なわないよう配慮しながら、行政からの有形・無形の支援を行います	7. 市民活動拠点（協働サロン）及び相談体制の充実 8. 活動を支援する補助制度等の充実、あっせん
第5節 協働を支える制度の整備	協働を推進するにあたり、取り組みの合理性等を担保するための制度を整備します	9. パブリックコメント制度の充実 10. 市民活動備品・機材等の貸出制度等の整備
第6節 市民活動の連携	協働の主体同士が情報等を交換しながら交流し、有機的な連携が図れるよう支援します	11. 市民団体連絡協議会との連携強化 12. 協働の主体同士の有機的連携

2. 施策に基づく事業の位置付け

(1) 協働の形態により位置付ける事業

これまでは「協働のきっかけづくり」(ステップ1)や「協働の基盤強化」(ステップ2)のため協働の形態に関わらず事業の位置付けを行ってきましたが、本計画では、(ステップ3)「成熟した市民協働社会の形成」の段階にあたり、市民と行政が双方対等な協働の形態を主軸として推進するという考えから、協働の形態が「事業共催」、「事業協力」、「情報提供・情報交換」、「政策提言」に属する事業を位置付けるものとします。

・協働の形態により位置付ける事業・・・・・・・・・・37事業(うち新規2事業)

【参考】協働の領域と形態(協働のまちづくり指針による市民協働の領域イメージ図)				
(市民の領域)	(市民等と行政が協働していく領域)			(行政の領域)
専ら市民の責任と主体性により行われるべき領域 【市民主体】	市民の主体性の下に行政の協力によって行われるべき領域 【市民主導】	市民と行政がそれぞれの主体性の下に協力して行われるべき領域 【双方対等】	行政の主体性の下に市民の協力や参加を得ながら行われるべき領域 【行政主導】	専ら行政の責任と主体性により行われるべき領域 【行政主体】
	後援 補助(助成)	事業共催 事業協力 情報提供・情報交換	政策提言	委託

【参考】市民協働のまちづくりの形態の用語解説		
形態	内容	解説
後援	事業実施の目的が行政の目的に合致する場合、行政の名義使用を認め、事業を支援するもの。	後援名義の使用許可(講演会、イベント、講習会等)
補助(助成)	公益の目的を達成するために、市民や市民団体等が行う特定の事業を金銭的に支援するもの。	補助金、交付金、負担金
事業共催	共通の目的に基づき、市民や市民団体等と行政とが協働で事業の企画、運営等を行うもの。	実行委員会、協議会
事業協力	市民、市民団体等及び行政が予め目的や役割分担を決め、関連性を保ちながら一定期間継続的に事業を行うもの。	実行委員会、協議会 施設や備品等の提供(貸出) 便宜供与
情報提供 情報交換	市民、市民団体等及び行政が保有する情報を相互に継続的に提供し、活用するもの。	広報紙、ホームページ、
政策提言	市民等の専門的な識見や技術、地域に密着した活動から生まれる課題解決に向けた提案を行政政策に活かすもの。	市長への手紙、パブリックコメント 審議会、委員会
委託	行政が行うべき事業をパートナーの優れた特性に着目し、契約によってその実施を委ねるもの。	業務委託

(2) 市民団体等のニーズにより位置付ける事業

協働の形態が(1)の「事業共催」、「事業協力」、「情報提供・情報交換」、「政策提言」以外の事業であっても、主要な施策に反映した市民団体等の課題・ニーズ（P7参照）のうち、「リーダーや後継者の人材育成」、「資金確保」、「備品や機材の提供」に資することが期待できる事業は、本計画の「第3節 人材の育成」、「第4節 市民活動の支援」「第5節 協働を支える制度の整備」に位置付けるものとします。

・市民団体等のニーズにより位置付ける事業・・・ 3事業（うち新規 1 事業）

■本計画に位置付ける事業数

	前計画から継続して 位置付ける事業	新規に位置付ける事業	計
(1) 協働の形態により位置 付ける事業	35事業	2事業	37事業
(2) 市民団体等のニーズに より位置付ける事業	2事業	1事業	3事業
計	37事業	3事業	40事業

■新規事業

施策（節）	事業名	協働の形態
第3節 人材育成	協働のまちづくり学習会事業	情報提供・情報交換
第4節 市民活動の支援	コミュニティ拠点施設修繕等支援 事業	補助（助成）
第5節 協働を支える制度の整備	市民活動備品・機材等貸出制度整 備事業	事業協力

3. 重点的に推進する事業

主要な施策を効率的に推進していくため、全事業（40 事業）のうち、次の 8 事業を重点事業として位置付けるものとし、積極的な事業の実施に努めます。

節	基本目標	事業数	重点事業
第1節 意識の改革	市民と行政職員をはじめとして、まちづくりに関わる皆さんの意識を変え、積極的に協働を取り入れていきます	1 事業	協働のまちづくりイベント事業
第2節 情報の公開と共有	協働のパートナー同士が必要な情報を適切に公開し、共有します	1 事業	市民団体等の登録及び公表制度運営事業
第3節 人材の育成	人と人とのつながりを重視して、市民協働の広がりや継続性を確保します	1 事業 (新規 1)	(新) 協働のまちづくり学習会事業
第4節 市民活動の支援	市民等の主体性と独立性を損なわないよう配慮しながら、行政からの有形・無形の支援を行います	2 事業 (新規 1)	ちくせい市民協働まちづくりサロン事業 (新) コミュニティ拠点施設修繕等支援事業
第5節 協働を支える制度の整備	協働を推進するにあたり、取り組みの合理性等を担保するための制度を整備します	2 事業 (新規 1)	パブリックコメント事業 (新) 市民活動備品・機材等貸出制度整備事業
第6節 市民活動の連携	協働の主体同士が情報等を交換しながら交流し、有機的な連携が図れるよう支援します	1 事業	市民団体連絡協議会事業
計		8 事業	

4. 目標指標

基本指針のステップ3「成熟した市民協働社会の形成」に向けて、施策の体系ごとに目標となる指標を定め、目標値達成に向けて取り組みます。

節	目標となる指標等	H28年度 実績値	H33年度 目標値
第1節 意識の改革	行政と協働で事業を行った市民団体等の割合	62.0%	70.0%
第2節 情報の公開と 共有	市民団体等のデータベース登録数	100団体	110団体
第3節 人材の育成	協働のまちづくり学習会への参加者数	未実施	累計300人
第4節 市民活動の 支援	ちくせい市民協働まちづくりサロンの利用者 満足度	86.3%	85.0% 以上を維持
第5節 協働を支える 制度の整備	市民活動備品・機材等貸出制度の創設	未実施	制度開始
第6節 市民活動の 連携	他の団体と交流・連携した市民団体等の割合	58.0%	80.0%

第3章 実施計画

第1節 意識の改革

【計画事業数＝7事業】

市民と行政職員をはじめとして、まちづくりに関わる皆さんの意識を変え、積極的に協働を取り入れていきます

No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
1	市長ほっとライン	広報広聴課	市民の声を市政に反映させていくため、市長へのハガキなどで意見や提言を募集する。	政策提言	・市民
2	行政改革推進委員会運営事業	行政改革推進課	社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政運営を推進するため、市の行政改革の推進について必要な事項を協議し、又は市長の諮問に依りて調査審議する委員会を開催する。	政策提言	・市民
3	協働のまちづくりイベント事業	市民協働課	市民団体活動の活性化や市民団体間の交流促進を図るとともに、市民のまちづくり活動への参画意識の醸成を図るため、フォーラム等のイベントを開催する。	事業共催	・市民団体 等
4	市民協働マニュアル活用事業	市民協働課	市民に市民協働を広く理解してもらうため、協働の導入手引書となる市民協働マニュアルを活用する。	情報提供・ 情報交換	・市民団体 等
5	市民討議会事業	市民協働課	まちづくりの参考とするとともに、市民のまちづくりへの参加意識の醸成を図るため、地域の代表者に限らず、今まで行政に声を届ける機会の少なかった人たちの意見を幅広く聴くワークショップ等を開催する。	事業共催	・（公社）下館青年会議所、市民団体 等
6	災害時要援護者支援計画推進事業	社会福祉課	災害時において一人も見逃すことなく避難することができる体制と、避難生活における必要な支援を的確に行うことができる体制の整備を目的に、災害時に支援を要する要援護者に関する情報把握、減災活動、災害情報伝達、避難行動、避難生活における支援等に係る事項を明確にする。	情報提供・ 情報交換	・市民
7	地域福祉計画推進事業	社会福祉課	市民一人ひとりが年齢や障害の有無にかかわらず、その人らしい生活を送れるよう、市民や地域全体、事業者、行政が協力して創りあげていく、「地域福祉」を進めるため、市民のさまざまな生活課題・生活要望に対応できる「地域」を基盤とした行政・民間の仕組みを創る。	情報提供・ 情報交換	・市民

第2節 情報の公開と共有

【計画事業数＝5事業】

協働のパートナー同士が必要な情報を適切に公開し、共有します

No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
8	ちくせい市政懇談会	広報広聴課	市民と行政の協働のまちづくりの一環として、市長自らが市政運営の方針や課題を市民に語るとともに、市民の皆さんから意見・提案等を受け、また、その他地域の課題などについて、市民の皆さんと一緒に考え・知恵を出し合う。	政策提言	・地域別又は業種別の団体 等
9	記者会見開催事業	広報広聴課	筑西記者クラブに加入している報道機関各社に会見し、市長自らが市の重要施策（主要事業や行事予定など）を伝え、市内外に広くPRしてもらう。	情報提供・ 情報交換	・筑西記者クラブ
10	市民便利帳協働発行事業	広報広聴課	市民生活に必要な行政情報をまとめた冊子を、民間事業者が募集した広告料を製作経費に充て、官民協働で発行し、市民サービスの向上に繋げる。	事業共催	・民間事業者
11	市民団体等の登録及び公表制度運営事業	市民協働課	市民団体の活性化や相互の交流を図るため、公益的な活動を行っている市民団体等の情報を収集・公表する制度を運営する。	情報提供・ 情報交換	・市民団体 等
12	まちづくり出前講座事業	市民協働課及び関係課	市民の市政に関する理解や関心を深めるため、職員等を講師として派遣し情報を提供する講座を開催する。	情報提供・ 情報交換	・10人以上で構成された団体、グループ

第3節 人材の育成

【計画事業数＝3事業】

人と人とのつながりを重視して、市民協働の広がりや継続性を確保します

No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
13 新	協働のまちづくり 学習会事業	市民協働課	市民協働を担う人材（リーダーや後継者）や市民活動の情報化を円滑に進める人材を育成するための研修会・講習会等を実施する。	情報提供・ 情報交換	・市民団体 等
14	ロケーションサー ビス事業	商工観光課	筑西市のPRと地域活性化を図るため、映画やドラマ等のロケを積極的に誘致し、撮影候補地との調整等ロケ隊への支援を行う。筑西市活性化プロジェクト「ちっくタッグ」との協働事業である。	情報提供・ 情報交換	・筑西市活性化プロジェクト「ちっくタッグ」
15	ちくせい市民大学 「立正大学デリバ リーカレッジ」	生涯学習課	学びたい市民が、地域の問題や暮らしの課題を自らの課題として学習できるように、立正大学産学官連携推進センターと連携し、まちづくり出前講座のメニューを活用して、ちくせい市民大学「立正大学デリバリーカレッジ」を開設・運営する。	事業共催	・立正大学研究推進地域連携センター

第4節 市民活動の支援

【計画事業数＝14事業】

市民等の主体性と独立性を損なわないよう配慮しながら、行政からの有形・無形の支援を行います

No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
16	ちくせい市民協働まちづくりサロン事業	市民協働課	市民や市民団体等が行う公益的な活動を支援するため、市民協働のまちづくりの拠点施設として、打合せコーナー、印刷コーナー等の貸出しやまちづくりに関するアドバイス等を行う「ちくせい市民協働まちづくりサロン」を管理・運営する。	事業協力	・市民、市民団体等
17	住民参加型まちづくりファンド事業	市民協働課	魅力的で個性豊かな活力ある地域社会の実現を図るため、（一財）民間都市開発推進機構からの拠出金と市民・企業等からの寄附金を活用し、市民団体等が自主的に行う公益的なまちづくり活動に対して助成を行う。	補助（助成）	・市民団体 等
18	一般コミュニティ助成事業	市民協働課	コミュニティ組織の健全な発展を図るため、（一財）自治総合センターの宝くじ受託事業収入を財源とする助成制度を活用し、自治会等が行うコミュニティ備品整備事業に対し助成を行う。	補助（助成）	・自治会 等
19 新	コミュニティ拠点施設修繕等支援事業	市民協働課	地域コミュニティの活性化を図るため、地域コミュニティ活動の拠点となっている集落センター等の修繕等を支援する。	補助（助成）	・自治会 等
20	勤行川の鮭を活かした筑西市イメージアップ事業	企画課	勤行川における鮭の遡上を活かし、筑西市のイメージアップを図ることにより、街づくりの資源のひとつとする。	事業協力	・しもだて紫水ロータリークラブ
21	ごみ減量化・資源リサイクル推進事業	環境課	ごみの減量化とリサイクル率の向上を図るため、各地域における資源ごみ分別回収の徹底推進などのごみ減量化に関する事業及び環境保全に関する事業の取り組みを協働して行う。	事業協力	・クリーン・リサイクル筑西市下館地区推進委員会、関城地区ごみ減量会議、クリーンアップあけの、筑西市協和地区ごみ減量化推進協議会
22	地域安全及び犯罪防止事業	防災安全課	子供の犯罪被害防止・住宅対象侵入被害防止・乗り物等被害防止を運動重点として活動する。警察署・防犯連絡員・少年指導委員等の協力を得て、スーパー駐車場で、チラシ等を配布する街頭キャンペーンを実施する。	事業協力	・筑西地区防犯連絡協議会、少年指導員 等

第4節 市民活動の支援

No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
23	交通安全啓発運動事業	防災安全課	交通マナー・交通ルールの習慣付けに重点を置いた交通安全啓発活動を行う。期間中に市内の高等学校・筑西警察署と協力し、啓発品・チラシ等を配布する街頭キャンペーンを実施する。	事業協力	・筑西地区交通安全協会、筑西地区交通安全母の会等
24	自衛隊父兄会活動育成事業	防災安全課	防衛基盤の確立を図るため、防衛意識の普及高揚及び自衛隊に対する支援等を行う自衛隊父兄会の支援育成を行う。	事業協力	・筑西市自衛隊父兄会
25	応急手当講習会開催事業	防災安全課	万一の場合に的確な対応を行い、一人でも多くの命を救えるようにするため、自治会、小中学校、PTA等が開催する応急手当講習会に、女性消防団活動の一環として、女性消防団員が参加し、突然の怪我や病気におそわれたときに、家庭や職場、地域で出来る応急手当を消防署員の協力を得て指導する。	事業協力	・自治会、小中学校、PTA
26	DV被害者支援ホットライン事業	こども課	差別や暴力のない社会を目指すため、DV防止活動団体「WESTらいず」の協力により、毎週土曜日（市役所閉庁）にDV被害者からの電話相談を受け付け、必要な支援を行う。	事業協力	・WESTらいず
27	高齢者とのふれあい事業	認定こども園せきじょう	高齢者とのふれあいを通して、子どもたちの豊かな心を育むため、高齢者と一緒に季節の行事を行う。	事業協力	・特別養護老人ホーム「筑園苑」
28	違反広告物追放推進事業	都市整備課	違反広告物の撲滅を目指し、電柱等、屋外広告物を本来表示してはならないもの（禁止物件）に表示された「はり紙」等の違反広告物について、市民団体に身近な地域の除却権限を委嘱し、住民、行政、管理者等が一体となり違反広告物の追放を行う。	事業協力	・地区防犯連絡協議会等
29	地域子ども安全ボランティア事業	生涯学習課	家庭・学校・地域が連携して子どもの安全を守り、地域全体で子どもを育てていくという意識を高めていくため、日常的に子どもたちを見守るボランティアを募集し、子どもたちの通学時の安全を確保する。	事業協力	・市民

第5節 協働を支える制度の整備

【計画事業数＝2事業】

協働を推進するにあたり、取り組みの合理性等を担保するための制度を整備します

No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
30	パブリックコメント事業	市民協働課及び関係課	施策等の策定、改定等の過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民による市政への積極的な参画の促進を図るため、市民等の意見を聴収する制度を運用する。	政策提言	・市民
31 新	市民活動備品・機材等貸出制度整備事業	市民協働課	イベント等の市民活動を支援するため、活動に必要な備品や機材等を貸出できる仕組みを創設する。	事業協力	・市民団体 等

第6節 市民活動の連携

【計画事業数＝9事業】

協働の主体同士が情報等を交換しながら交流し、有機的な連携が図れるよう支援します

No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
32	筑西市新年賀詞交歓会事業	秘書課	筑西市内の官公庁関係者、産業・経済界関係者等が一堂に会し、新春を寿ぎ、筑西市の発展を祈念する。	事業共催	・JA北つくば、 下館商工会議所、 筑西市商工会
33	大好きいばらき県民運動参画事業	市民協働課	青少年、福祉、環境、生活など様々な分野での活動を団体、企業、行政が手をつないで支えあい、やさしさとふれあいのあるいばらきを創造するために、「大好きいばらき県民運動」の趣旨に賛同し、運動に参画する。	事業協力	・筑西市ネットワーク ワーカー協議会
34	市民団体連絡協議会事業	市民協働課	市民参加による協働のまちづくりを推進するため、会員相互の有機的なネットワークを図ることを目的に設置された市民団体連絡協議会の円滑な運営と主体的な取り組みを支援する。	事業協力	・市民団体 等

第6節 市民活動の連携

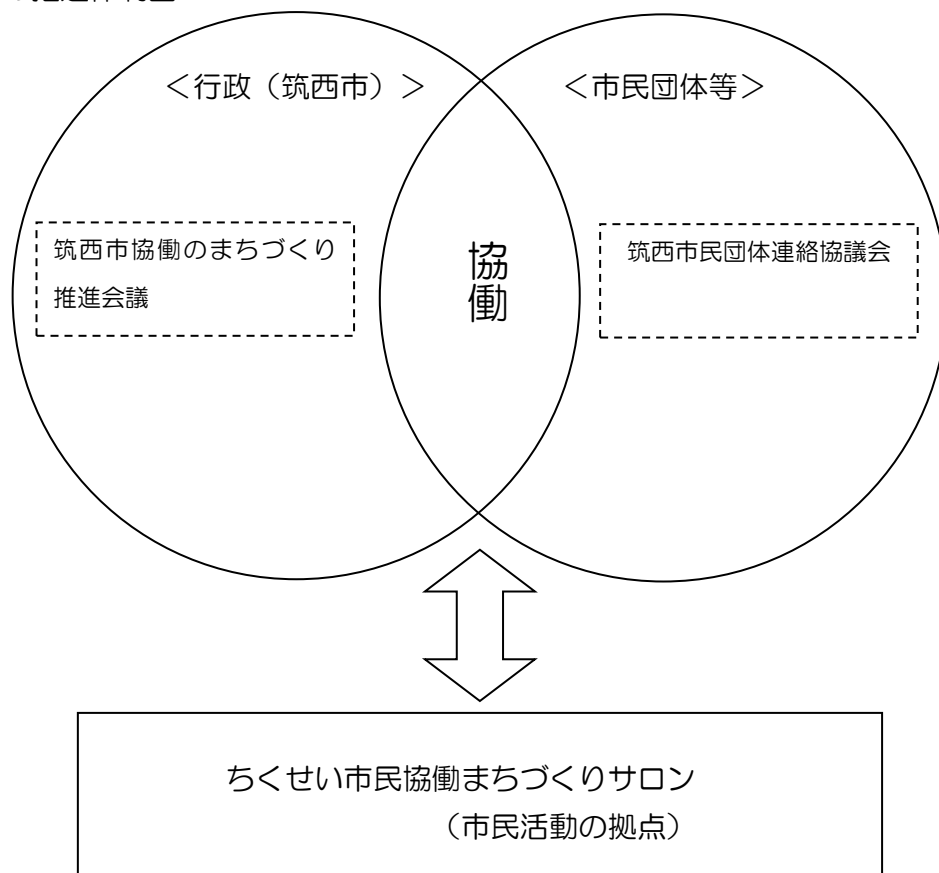
No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
35	男女共同参画推進委員会事業	市民協働課	男女共同参画の推進及び普及啓発を効果的に行うため、男女共同参画基本計画に基づく啓発事業の企画や当該事業の運営を行う。	事業共催	・男女共同参画推進委員会
36	男女共同参画推進パートナー事業	市民協働課	男女共同参画社会の実現を推進するための事業を市、市民、事業所が連携・協力して行うため、推進パートナーとしての登録を促進し、情報提供や主体的な活動を支援する。	情報提供・ 情報交換	・男女共同参画推進パートナー
37	ごみのないきれいなまちづくり推進事業	環境課	地域環境美化に資するため、ごみ不法投棄・ポイ捨ての防止対策を市民との連携、協力で推進する。	事業協力	・クリーンアップあけの環境監視員活動、その他の環境市民団体
38	ちくせい市民講師事業	生涯学習課	市民の主体的な学習を支援するため、さまざまな知識、技能、特技等を有する市民を「ちくせい市民講師」として登録し、市民からの求めに応じて、その知識、技能、特技等を伝え、自ら学ぼうとする市民を支援する。	事業協力	・ちくせい市民講師
39	公民館講座開催事業	地域交流センター	市民の学習意欲と多様なニーズに応え、「ちくせい市民講師制度」を活用するなどして市民を講師に招き、各種公民館講座を開催する。	事業協力	・「ちくせい市民講師」などの市民
40	筑西の美術絵画展事業	美術館	筑西市の文化・芸術振興のため、市内在住の美術家により設立された団体と連携、協力し隔年で「筑西の美術絵画展」を開催する。	事業共催	・筑西市美術家協会

第4章 計画の推進体制

本市では、市民と行政との協働のまちづくりを全庁的に推進するために、平成19年度から「筑西市協働のまちづくり推進会議」を設置しています。本計画に位置付けられた事業の進行管理や施策の調査・研究など協働のまちづくりに関する部局間の横断的な調整を行い、効率的な推進を図ります。

市民参加による協働のまちづくりを推進するために、平成25年度に設置された「筑西市市民団体連絡協議会」等を通じて、市民団体等相互の有機的なネットワークづくりと連携強化を促進します。また、市民団体等の取組みを支援するための拠点として、平成22年度に開設した「ちくせい市民協働まちづくりサロン」の充実に努めます。

計画の推進体制図



〈 資料 〉

1. 筑西市市民協働のまちづくり基本指針の概要

「市民協働のまちづくり基本指針」は、今後、本市が市民協働に取り組むうえでの基本的な考え方や原則（ルール）を示すものです。

その策定にあたっては、平成19年度に運営された「協働のまちづくり市民会議」での、市民と市職員との対等な立場での話し合いの内容が基となっています。

本計画は、この「基本指針」を具現化するための具体的な取り組みを取りまとめるものですので、この資料編においてその概要を説明します。

(1) 協働の必要性

市民協働の必要性は次の3点です。

① 市民主役のまちづくり

まちづくりの過程においても市民の納得が得られるよう、これまで以上に市民の意思を尊重し、多くの市民の参加を促しながら、市民の知恵と力を加えた新しいまちづくりを確立する必要があります。

② 「新しい公共」という考え方

「新しい公共」とは、市民が持っている活力を、今まで行政だけが担ってきた公共の分野にも活かしていこうとする考え方です。この考え方により、地域の身近な課題をより柔軟に対応することが可能となります。

③ 市民と行政の信頼関係の構築

市が行政改革の取り組みを進める一方、市民も責任をもって行動し、積極的にまちづくりに関わることで、本市の一体性を築いていく必要があります。

(2) 協働の定義

「協働」の定義は、次のとおりとしています。

市民・自治会・市民団体・NPO・企業と行政とがそれぞれに自立した主体として、互いの自主性を尊重し、豊かに安心して暮らすことのできる地域づくりのために連携・協力すること。

その過程では、各々の資源を持ち寄り、長所を活かし楽しみながら、対等な立場で役割と責任を分担する。

(3) 協働の原則

「協働の原則」は、次のように定めています。

協働の基本原則	内 容
公平・公正の原則	協働のパートナーとなる市民団体等については、平等に参画の機会が提供されること。また、「なぜ、そのパートナーなのか」を常に明らかにすること。
目的共有・情報共有の原則	協働のパートナー同士は、目的意識や課題の解決方法等、活動に必要な情報を共有すること。また、その活動内容について、過程を含め積極的に情報公開すること。
対等・相互補完の原則	協働のパートナー同士は、全て対等な関係で、相互に助け合うこと。また、活動を通じてお互いが学び合い、成長するよう努めること。
自己決定・自己責任の原則	協働のパートナーは、互いに自立した存在として役割分担や責任の所在等を自ら決定し、自ら責任を負うこと。 相互依存にならぬように、特に注意すること。
公益性の原則	市民協働における活動は、公共的で市民に利益をもたらすものであること。

(4) 協働の領域と形態

「協働の領域と形態」は、次のとおりです。ただし、この関わり方を決定する際には、協働のパートナー同士がよく話し合い、互いに納得することを特に重要としています。

①協働の領域

(市民の領域)

(市民等と行政が協働していく領域)

(行政の領域)

専ら市民の責任と主体性により行われるべき領域	市民の主体性の下に行政の協力によって行われるべき領域	市民と行政がそれぞれの主体性の下に協力して行われるべき領域	行政の主体性の下に市民の協力や参加を得ながら行われるべき領域	専ら行政の責任と主体性により行われるべき領域
【市民主体】	【市民主導】	【双方対等】	【行政主導】	【行政主体】

②協働の形態

形態	内容	具体例
委託	行政が行う事業をパートナーの優れた特性に着目し、契約によってその実施を委ねるもの。	業務委託 アダプトシステム
補助 (助成)	公益の目的を達成するために、市民や市民団体等が行う特定の事業を金銭的に支援するもの。	補助金、交付金、負担金
事業共催	共通の目的に基づき、市民や市民団体等と行政とが協働で事業の企画、運営等を行うもの。	実行委員会、協議会
後援	事業実施の目的が行政の目的に合致する場合、行政の名義使用を認め、事業を支援するもの。	後援名義の使用許可 (講演会、イベント等)
事業協力	市民、市民団体等及び行政が予め目的や役割分担を決め、関連性を保ちながら一定期間継続的に事業を行うもの。	実行委員会、協議会 施設や備品の提供 便宜供与
政策提言	市民の専門的な識見や技術、地域に密着した活動から生まれる課題解決に向けた提案を行政政策に活かすもの。	市長ほっとライン パブリックコメント 審議会、委員会
情報提供 情報交換	市民、市民団体等及び行政が保有する情報を相互に継続的に提供し、活用するもの。	広報紙、ホームページ

2. 市民団体等の状況

(1) 市民団体

市内の市民活動全体を見回すと、多様化が進み、団体数も少しずつ増加傾向にあります。しかし、「市民団体」として定義付けをされているわけではありませんので、ここでは把握できる現況のみを示します。

① 「筑西市市民団体等の登録及び公表制度」登録団体 H29.2.1現在（市民協働課）

団体数（NPO含む）	100団体
------------	-------

② 「筑西市ボランティア連絡会」登録団体 H29.2.1現在（筑西市社会福祉協議会）

団体数	62団体
-----	------

(2) NPO

NPOは、他の同規模自治体から比較するとまだまだ少ない状況にあり、協働の担い手として十分な基盤を持った組織もわずかといえます。

H29.2.1現在（内閣府・茨城県）

団体数	16団体
-----	------

(3) 自治会

自治会は、地域の様々なイベントなどを行うコミュニティ組織として、今後もその加入率増加が望まれますが、身近な地域の課題を自ら解決していく自立的な地域づくりに向けて、ますますその役割は重要視されています。

H29.2.1現在（広報広聴課）

自治会数	443自治会
------	--------

3. 筑西市協働のまちづくり推進会議設置要綱

(設置)

第1条 筑西市総合計画の理念に基づき、市民や地域コミュニティ、NPO法人、ボランティア団体、民間企業などと行政が協働したまちづくりを目指し、協働に関する政策等の調査・研究、企画・立案及び総合調整を通じて庁内全体で協働を推進するため、筑西市協働のまちづくり推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、その目的を達成するため、次のことについて検討・協議する。

- (1) 市民協働のまちづくりのための調査・研究に関すること。
- (2) 市民協働のまちづくりを推進するための政策の企画・立案に関すること。
- (3) 市民協働のまちづくりに関する諸施策の部局横断的な調整に関すること。
- (4) その他、市民協働のまちづくりの推進のために必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議は、市長公室長のほか、別表に掲げる各部等の次長等の職にある者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長には市長公室長の職にある者を、副会長には市長公室次長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、推進会議の事務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 推進会議に、ワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、推進会議から指示された事項及び市民協働のまちづくりに関する施策の調査・研究を行う。
- 3 ワーキングチーム員は、市職員を対象とする公募に応募した職員のうちから市長が選考し、任命する。
- 4 前項のほか、必要があるときは、市長がワーキングチーム員を任命することができる。
- 5 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダーを置く。リーダー及びサブリーダーは会長が指名する。
- 6 本条に定めるほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(設置期間)

第7条 推進会議の設置期間は、会長が委員に諮ってこれを定める。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民協働のまちづくり主管課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別 表

市長公室
総務部
企画部
税務部
市民環境部
保健福祉部
経済部
土木部
上下水道部
中核病院整備部
会計課
市民病院事務局
教育委員会
議会事務局
農業委員会事務局

※ 該当する職の者が2名以上いる場合は、あらかじめ各部長等が指名する職員とする。

※ 該当する職の者がいない場合は、あらかじめ各部長等が指名する課長とする。

筑西市第3次協働のまちづくり推進計画
平成29年 3月

策定

筑西市

担当

市長公室市民協働課

〒308-0031 茨城県筑西市丙 372

TEL 0296-23-1600